

私道整備の助成に関する要綱

千 葉 市

令和8年4月

千葉市私道整備の助成に関する要綱

(趣旨)

第1条 市長は私道の整備を促進し、生活環境の向上を図るため、私道の整備を行う者に対し、当該整備に要する経費の一部を予算の範囲内において千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき助成金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 私道 公共用財産以外の道路で敷地が私人の所有に属し、現に一般通行の用に供されているものをいう。
- (2) 私道の整備 私道の舗装並びに道路排水施設の新設、改築及び修繕（道路維持修繕要綱による。）、階段部においては手すりの設置をすることをいう。

(対象となる助成事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、私道の整備で、かつ、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 通勤、通学、買物等一般交通の用に供されている私道であること。
- (2) 私道の整備にあたって当該私道の敷地の所有者、その他権利を有する者の同意が得られること。
- (3) 私道に接続する道路が整備されていること。
- (4) 私道の整備において、流末排水に支障のない道路であること。
- (5) 工事に支障となる地下埋設物がないこと。
- (6) 私道に接して法面がある場合は、工事に支障ない程度の保護がされていること。
- (7) 私道に出入り口を有する、所有者の異なる居住している家屋（所有者が3親等内の親族の家屋は除く。）が2軒以上あること。

この場合において、集合住宅（マンション、アパート等）は、1棟を1軒とみなす。

2 前項の規定にかかわらず同項各号に掲げる要件に該当しない私道の整備であっても市長が適当と認めるものについては、助成金の交付の対象とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、助成金の交付の対象としない。

- (1) 当該私道について1年以内に掘削する計画がある場合
- (2) 整備しようとする私道の敷地内に法令に違反している建築物等がある場合
- (3) 小規模開発等により造成された私道で完成後5年を経過していない場合

(4) この要綱により助成金を受けて整備された私道で、工事完了後10年を経過していない場合(災害に伴う修繕の場合を除く。)

(5) 集合住宅(マンション、アパート等)の敷地内に設けられた通路。

(工事の内容)

第4条 助成事業に係る工事は、別表1、別表2、別表3、に掲げる構造を有するように行わなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

(助成事業者)

第5条 助成金の交付の対象となる者(以下「助成事業者」という。)は、助成により整備を行おうとする私道を日常生活上密着した関係にある、2人以上の利用者(3親等内の親族は除く。)からなる団体とする。

(経費、助成率及び限度額)

第6条 助成事業の経費、助成率及び助成限度額は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

経費	私道の状況	幅員及び軒数	助成率	助成限度額
要綱第3条及び第4条の規定に該当する工事費	私道が公道に2か所以上接道する場合 (別表4参照)	最少幅員が2.7m以上の場合	9割	1件につき8,000千円。
		最少幅員が2.7m未満の場合	8割	
	私道が公道に1か所のみ接道する場合 (別表4参照)	最少幅員が2.7m以上かつ私道に出入り口を有する所有者の異なる居住している家屋が5軒以上の場合	8割	
		最少幅員が2.7m未満又は私道に出入り口を有する所有者の異なる居住している家屋が5軒未満の場合	6割	

(助成金の交付申請)

第7条 規則第3条の規定により助成金の交付を申請しようとするときは、市長が定める期日までに私道整備助成事業助成金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 実測図(平面図・縦断図・標準断面図・構造図)
- (3) 助成事業者名簿(様式第2号)
- (4) 権利者の承諾書(様式第3号)
- (5) 公図及び登記簿謄本
- (6) 誓約書(様式第4号)
- (7) 工事費見積書(数量計算書を含む。)
- (8) その他市長が必要と認める書類

(私道整備助成審査会)

第8条 市長は、前条の申請に関する事項を審査するため、私道整備助成審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は次の各号に掲げる事項に関し審議する。

- (1) 私道整備助成対象の適否に関すること。
- (2) その他助成事業に関し必要な事項

3 審査会は、原則として5月及び10月に開催する。ただし、他の事業との関係で私道整備事業を早急に行う必要がある場合などは、臨時に開催することができる。

4 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

(交付の条件)

第9条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 助成事業の内容等に変更が生じるときは、あらかじめ市長の承認を受けると。ただし、軽易な変更の場合は、この限りではない。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合にはあらかじめ市長の承認を受けると。
- (3) その他市長が必要と認める事項。

(交付決定通知)

第10条 規則第6条の規定による通知は、私道整備助成事業助成金交付決定通知書(様式第5号)によるものとする。

2 規則第4条第3項の規定による通知は、私道整備助成事業助成金交付不承認通知書(様式第6号)によるものとする。

(請負人の選定)

第11条 助成事業者は、助成事業に係る工事を請負わせる場合は、請負人を申請年度又は申請前年度の千葉市建設工事入札参加資格者名簿の登録業者のうち、土木及び舗装を業種とするものから選定しなければならない。ただし、指名停止中のものはこの限りではない。

(着手等)

第12条 助成事業者は、第10条第1項の通知書を受理した日から1ヶ月以内に工事に着手するものとし、工事着手前に着手届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(変更等の承認申請)

第13条 助成事業者は第9条第1号及び第2号の承認を受けようとするときは、私道整備助成事業(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第14条 規則第10条の規定により助成事業者は、必要に応じて助成事業等の遂行の状況について、市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第15条 助成事業者は規則第12条の規定により報告しようとするときは、私道整備助成事業実績報告書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(完了検査)

第16条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、千葉市工事検査実施要領に準じ行なうものとする。

(額の確定通知)

第17条 規則第13条の規定による通知は、私道整備助成事業助成金額確定通知書(様式第10号)によるものとする。

(交付申請)

第18条 規則第16条第1項の規定により助成金の交付の請求をしようとするときは、私道整備助成事業助成金交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第19条 規則第17条第3項の規定による通知は、私道整備助成事業助成金交付決定取消通知書(様式第12号)によるものとする。

(返還命令)

第20条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、私道整備助成事業助成金返還命令書(様式第13号)によるものとする。

(維持管理)

第21条 助成金により整備された私道は、助成事業者が当該道路及び排水施設の機能をそこなわないように適正に維持管理を行なうものとする。

(その他)

第22条 この要綱の施行に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の私道整備の助成に関する要綱は、昭和60年度分の助成金から適用し、昭和59年度分以前の助成金については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和61年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成元年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前に申出を受理した者については、第7条に規定される書類をすみやかに提出するものとする。ただし、平成14年9月30日までに提出がない場合は、申出が取下げられたものとみなす。

附則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 本施行日以前に申請を受理したものについては、平成26年10月の審査会まで使用することができるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成27年3月1日から施行する。
- 2 本施行日以前に申請を受理したものについては、平成27年5月の審査会まで使用することができるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

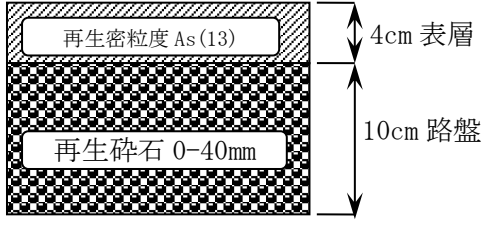
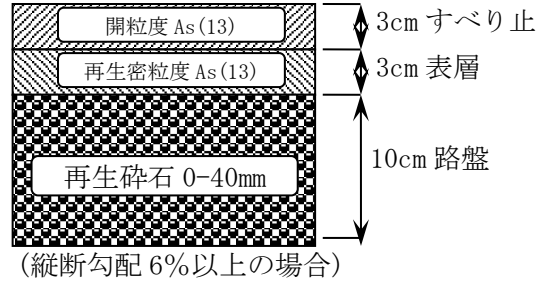
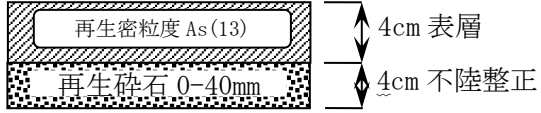
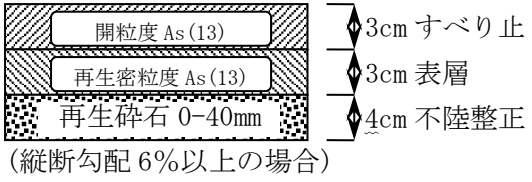
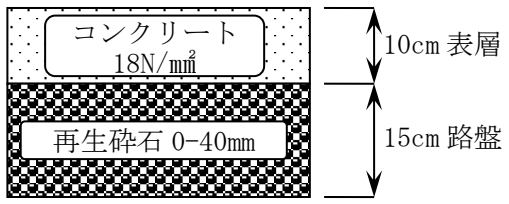
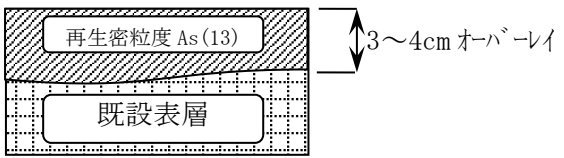
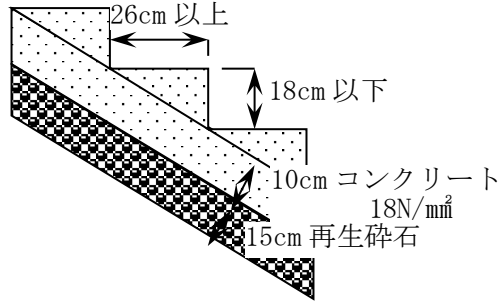
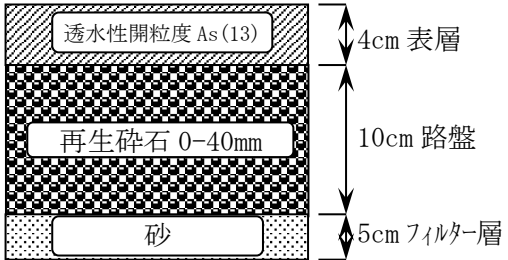
附則

- 1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

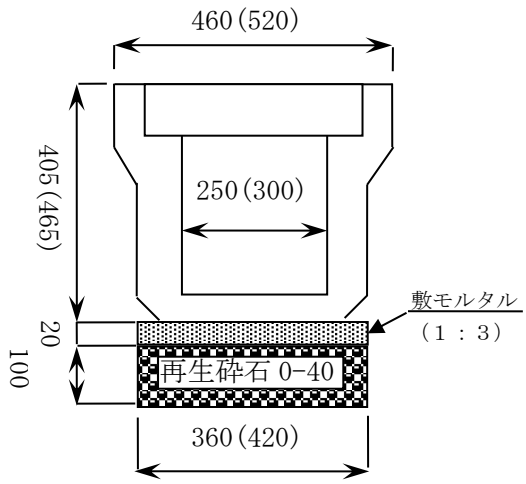
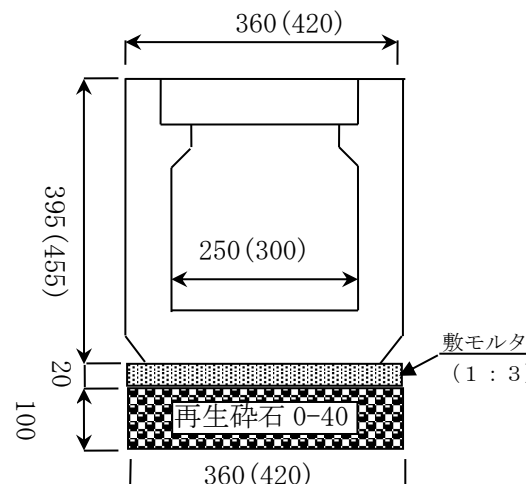
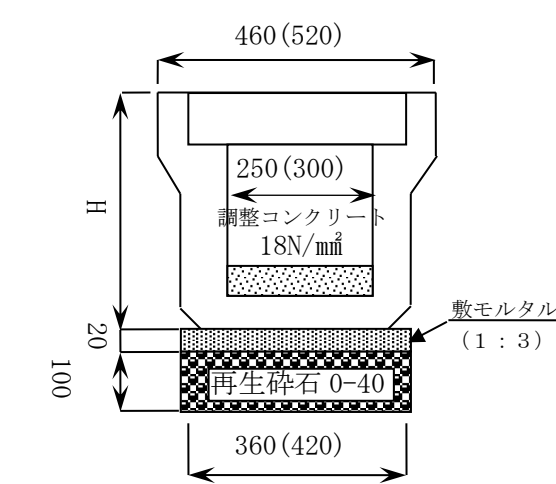
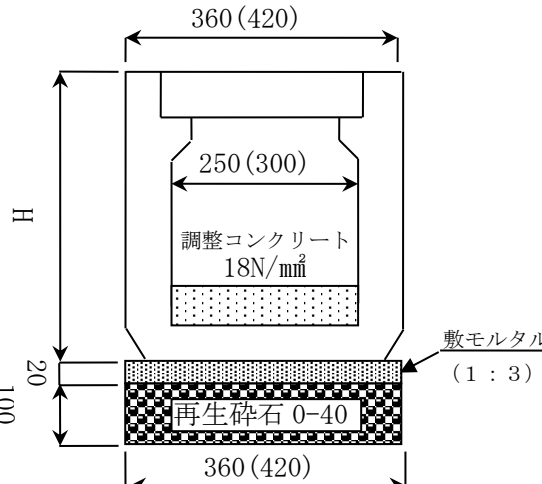
附則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係) (舗装)

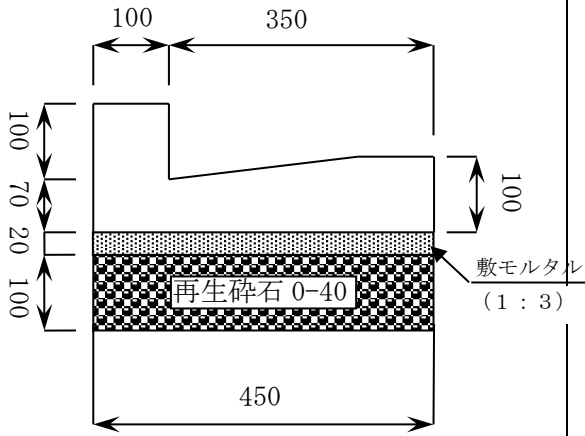
(掘削の場合)		
<p>① 断面</p> 	<p>② 断面</p> 	
(嵩上げの場合)		
<p>③ 断面</p> 	<p>④ 断面</p> 	
(コンクリート舗装の場合)		
<p>⑤ 断面</p> 	(オーバーレイの場合)	
	<p>⑥ 断面</p> 	
(階段の場合)		
<p>⑦ 断面</p> 	<p>⑧ 断面</p> 	
	(車両の進入がなく、道路排水施設の設置が困難な場合)	

別表 2 (第 4 条関係) (排水)

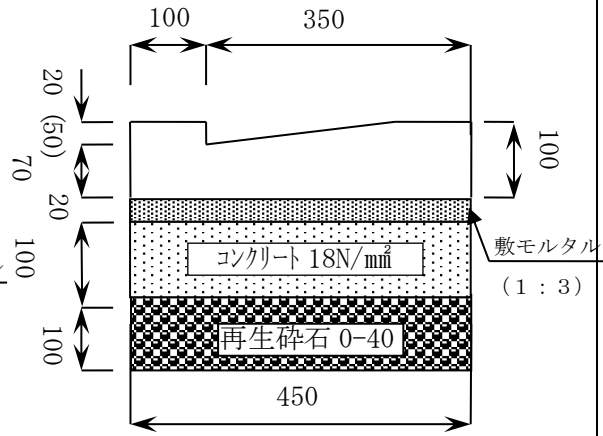
<p>Ⓐ 長尺 U 型側溝</p>	
<p>(1) ソケット付 (溝幅 250, 300)</p> 	<p>(2) 省スペース (溝幅 250, 300)</p> 
<p>Ⓑ 勾配調整側溝</p>	
<p>(1) ソケット付 (溝幅 250, 300)</p> 	<p>(2) 省スペース (溝幅 250, 300)</p> 

③ コンクリートL型

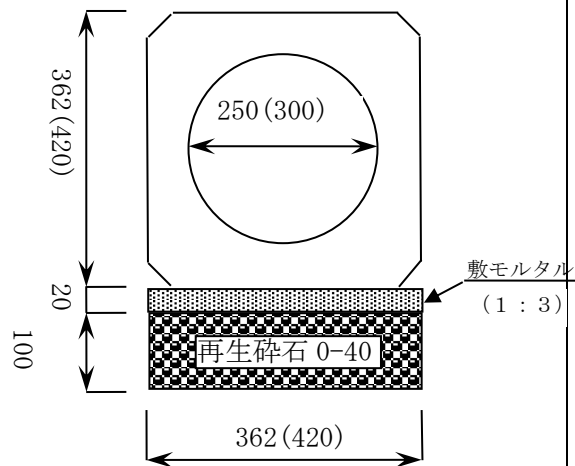
(1) 一般部



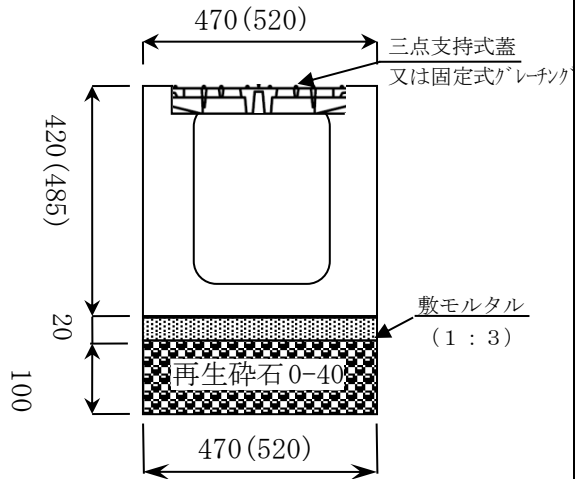
(2) 車両乗入部



④ 横断暗渠 (φ 250, φ 300)



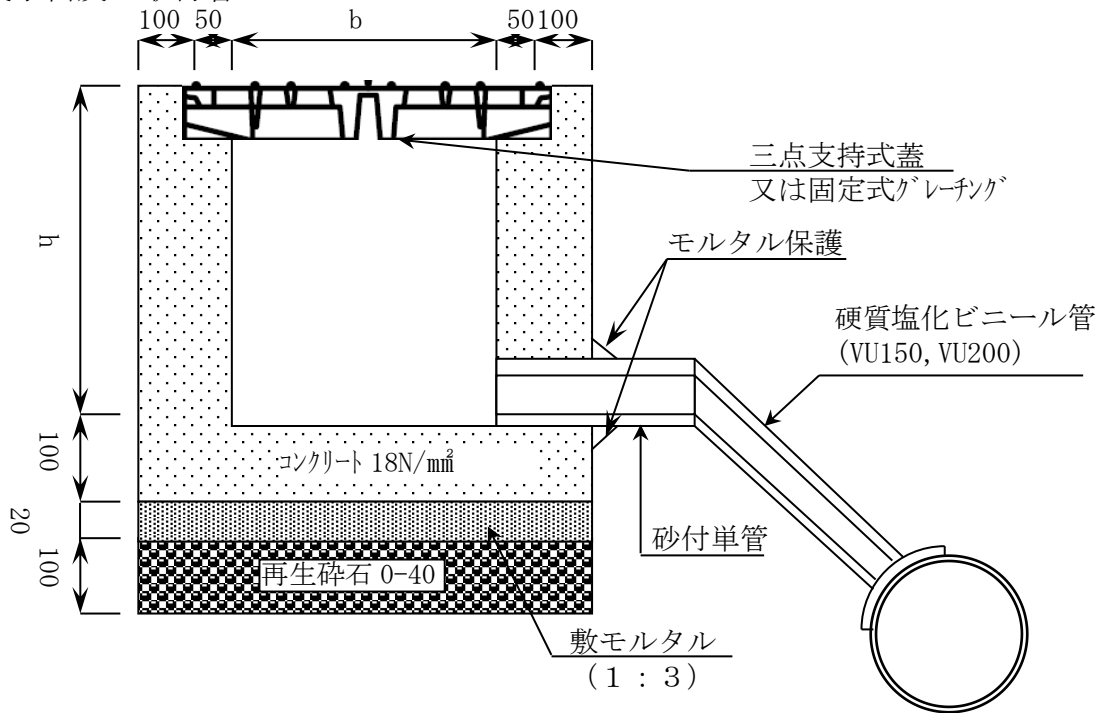
⑤ 横断側溝



※ 行き止まり道路の場合で、車両通行等を勘案し、流量計算及び構造計算上問題がなければ、硬質塩化ビニール管も可とする。

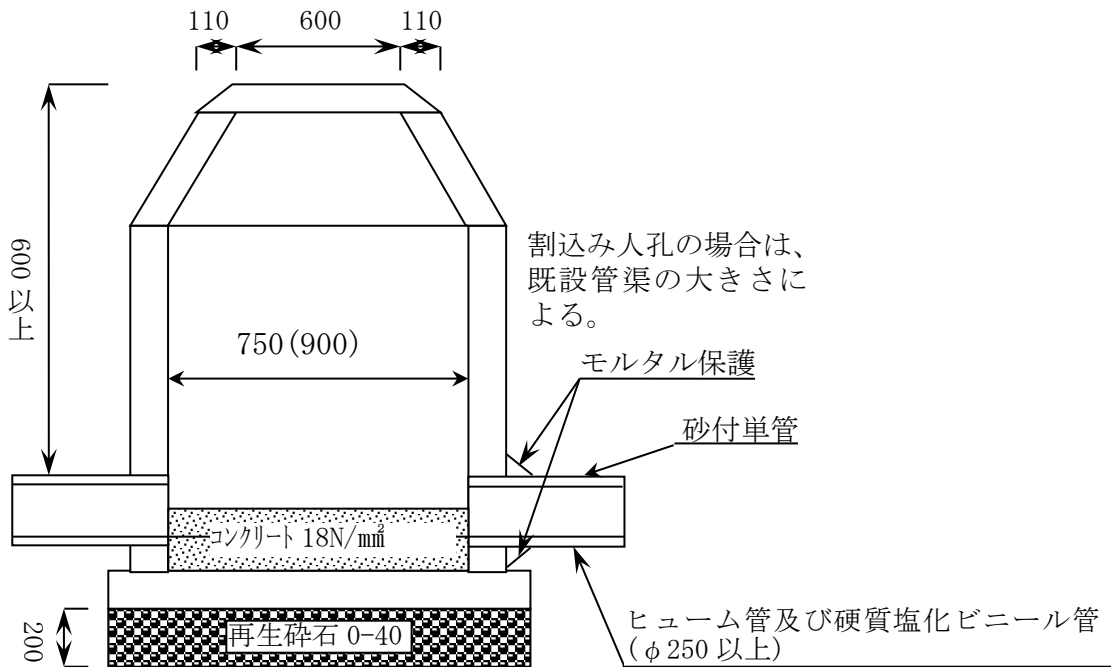
ただし、管径は 150mm 以上とする。

⑥ 集水枳及び取付管



※ U型側溝を用いる場合は、集水枳を使用すること。
L型側溝を用いる場合は、街渠枳を使用すること。

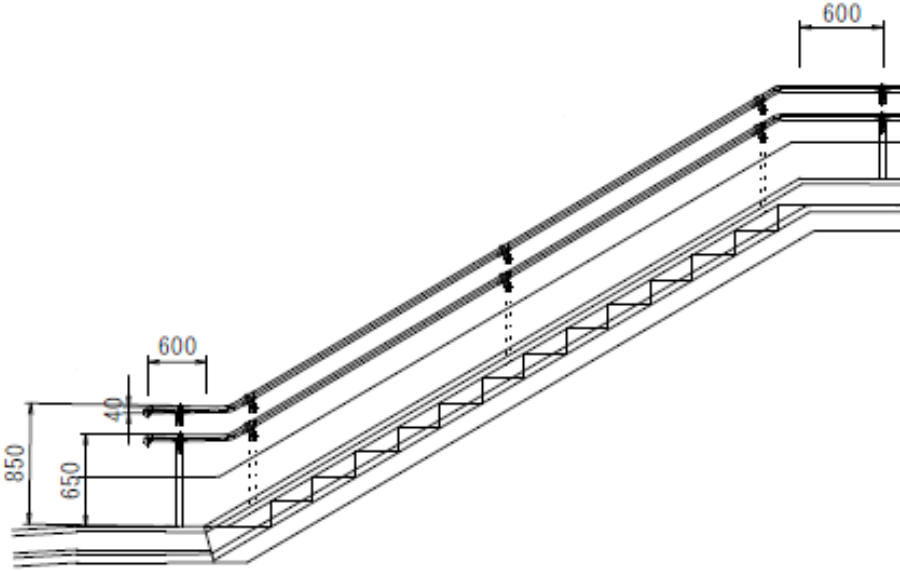
⑦ 人孔及び管渠



※人孔については、申請者が設置・管理する人孔に限る。
(下水道管理者が管理する人孔は助成対象外。)

※土被り厚は、600以上を基本とするが、車両通行量等を勘案し、構造上問題がなければ、土被り厚を「舗装厚+300」とすることも可とする。

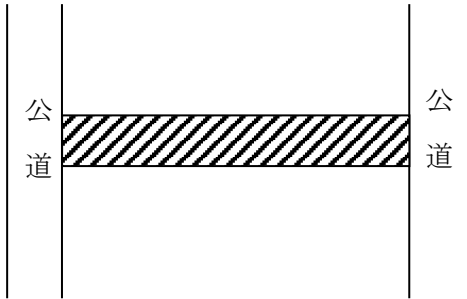
別表3（第4条関係）（手すり）

手すり
(1) 標準型

(1) 下記基準に合致していれば適合とする。 <ul style="list-style-type: none">• 通路には、高さが80～85 cm、60～65 cm程度である二段の手すりを両側に連続して設ける。なお手すりの外径は4 cm程度とし、壁面から5 cm程度離して設置する。• 手すり端部付近には、通路の通ずる場所を示す点字をはり付ける。点字による表示方法はJ I S T 0 9 2 1の規格にあわせる。• 手すり端部は衣類の引っかかり等が無いような処理とする。• 手すり端部にはり付ける点字は、その内容を文字で併記する。

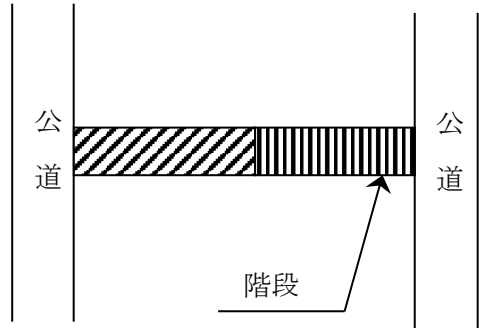
別表4 (第6条関係)

(私道が公道に2か所以上接道する場合)

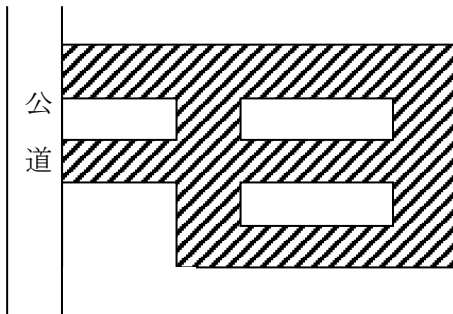
A



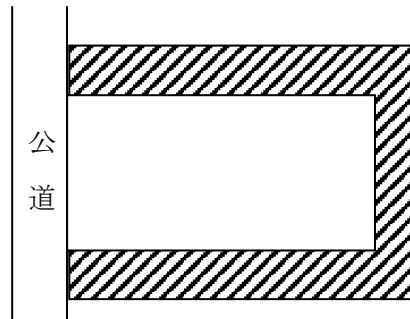
B



C

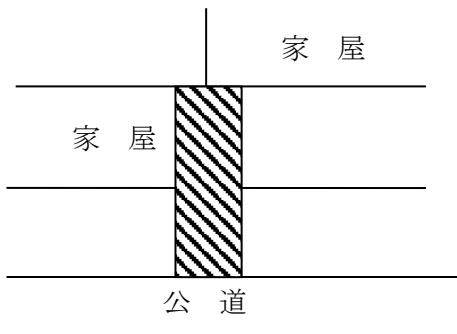


D



(私道が公道に1か所のみ接道する場合)

E



F

